

魚津市告示第10号

令和2年度魚津市ひとり親世帯生活支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年2月12日

魚津市長 村椿 晃

令和2年魚津市ひとり親世帯生活支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯生活支援給付金支給要領（ひとり親世帯生活支援給付金の支給について（令和3年2月10日付け子第923号－1富山県厚生部長通知）別紙。以下「支給要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的負担及び精神的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭を支援するため、魚津市ひとり親世帯生活支援給付金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 魚津市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、支給要領に定めるひとり親世帯臨時特別給付金基本給付（以下「ひとり親臨時給付金」という。）の受給要件を令和3年2月末までに満たした者（以下「支給対象者」という。）に対し、ひとり親世帯生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

ひとり親臨時給付金受給者であって、当該給付金受給後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に定める要件に該当する児童であった者
---	--

(給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、3万円とする。

(給付金支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者に対し、給付金支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、ひとり親世帯生活支援給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により給付金受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和3年3月1日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、令和3年3月末までに給付金を支給する。

(支給対象者に対する給付金支給の方式)

第5条 支給対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) ひとり親臨時給付金口座振込方式 ひとり親臨時給付金振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、支給対象者がひとり親世帯生活支援給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(支給決定の取消し)

第6条 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握するひとり親臨時給付金振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。)に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約、変更等の事由により指定口座への振込みが完了できない場合は、当該支給決定は取り消される。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

ひとり親世帯生活支援給付金 受給拒否の届出書

市区町村
受付印

魚津市長あて

- 1, 私は、「ひとり親世帯生活支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「ひとり親世帯生活支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

ひとり親世帯生活支援給付金支給口座登録等の届出書

市区町村
受付印

魚津

市長あて

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(ご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.濃協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合にひとり親世帯生活支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『ひとり親世帯生活支援給付金支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。